○放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札審査委員会設置要綱

平成 17 年 7 月 13 日

駐 対 第　３７６ 号

警　察　本　部　長

放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札審査委員会設置要綱の制定について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の８第１項に規定された放置車両の確認等に関する事務の委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２の規定による入札を行うため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 17 年 7 月 13 日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札審査委員会設置要綱

第１　趣旨

この要綱は、確認事務の委託に係る総合評価一般競争入札の適正を期するため、総合評価一般競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

第２　定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるとおりとする。

(1)　確認事務　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の８第１項に規定する放置車両の確認等に関する事務をいう。

(2)　総合評価一般競争入札　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２に規定する入札をいう。

一部改正〔平成 19 年第 2537 号〕

第３　設置

埼玉県警察本部に審査委員会を置く。

第４　任務

審査委員会は、次に掲げる事項について審査し、及び放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員の委嘱等に関する訓令（平成 17 年埼玉県警察本部訓令第 27 号）第３条第２項により委嘱した総合評価一般競争入札評価委員（以下「評価委員」という。）から意見を聴くものとする。

(1)　確認事務の委託に係る総合評価一般競争入札を行うことの適否に関すること。

(2)　総合評価一般競争入札における落札者決定基準に関すること。

(3)　総合評価一般競争入札における落札者の決定に関すること。

第５　組織

１　審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は交通部長を、副委員長は総務部財務局長をもって充てる。

３　委員は交通部運転免許本部長、同部参事官、総務部財務局会計課長、交通部交通指導課長及び同部交通規制課長をもって充てる。

一部改正〔平成 19 年第 2537 号、20 年第 922 号、22 年第 770 号〕

第６　会議

１　審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第７　評価委員からの意見聴取

審査委員会は、評価委員を招集して会議を開催し、又は評価委員に対して回議をすることにより、評価委員から意見を聴くものとする。

第８　報告

審査委員会の委員長は、審査の結果を警察本部長に報告する。

第９　庶務

審査委員会の庶務は、交通部交通指導課において処理する。

一部改正〔平成 20 年第 922 号〕

実施日

１　この通達は、平成 17 年７月 13 日から実施する。

２　この通達の実施の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号)附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第２(1)の規定中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号)第３条の規定による改正後の道路交通法」とする。

実施日　(平成 19 年９月 25 日務第 2537 号)

この通達は、平成 19 年 10 月１日から実施する。

実施日　(平成 20 年３月 31 日務第 922 号)

この通達は、平成 20 年４月１日から実施する。

実施日　(平成 22 年３月 30 日務第 770 号)

この通達は、平成 22 年４月１日から実施する。